

件 名：北区バリアフリー基本構想策定委託

配布書類

1. プロポーザル実施説明書（A4判 9ページ）
2. プロポーザル様式（A4判 20枚）

担当

北区まちづくり部 都市計画課 総合計画

電話 3908-9152

FAX 3908-8336

メール toshikeikaku-ka@city.kita.lg.jp

プロポーザル実施説明書

1 業務の概要

(1) 募集の趣旨

北区では、平成 12 年 5 月に制定された通称「交通バリアフリー法」（以下、「旧法」という。）に基づき、平成 14 年 11 月に「東京都北区交通バリアフリー基本構想」（以下、現基本構想という。）を策定し、関係機関とともに道路や公共交通機関等のバリアフリー整備に取り組んできました。その後、平成 18 年 12 月には通称「バリアフリー新法」が施行され、北区では旧法に基づく基本構想の計画年次が終了したことを受け、今後さらに地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進するため、「北区バリアフリー基本構想」を新たに策定することとしました。

本委託は、都市計画・交通計画・福祉のまちづくりに精通するコンサルタント等を対象に基本構想策定に必要な専門知識やノウハウ等を有する最良な委託先候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものです。

今年度の委託業務は、区全域についてのバリアフリー化の状況や区の抱える課題や重点整備地区選定の要件を整理するため、基礎調査と分析を行い、全体構想を策定することになります。

なお、今年度策定の全体構想を踏まえ、平成 28 年度以降に、順次地区別構想を策定する予定です。

(2) 委託の概要

- ①件名 北区バリアフリー基本構想策定委託
- ②対象地域 北区全域
- ③委託内容 平成 27 年度：全体構想の作成について以下に示す。

【作業内容】

1) 基礎データの整理

- ・北区の現況について、既存資料の収集・整理により、以下に示す項目を把握する。
- ・人口、高齢者、障害者の状況（区全体の推移、区内の分布）
- ・鉄道・バス等の公共交通の現況及び利用状況
- ・公共公益施設、福祉施設、医療施設、商業施設等の配置状況
- ・都市公園、路外駐車場等の配置状況
- ・関連事業等の概要

2) 現構想に基づく特定事業の実施状況の把握

- ・現構想に位置づけられている特定事業の実施状況について、関係事業者への照会や現地確認により、事業の達成状況や実施された事業の内容を整理する。

- 3) 区民による特定事業の事後評価
 - ・②をもとに、事業が完了している施設・経路の中から評価対象とする事業を抽出し、区民参加による現地点検を行い、利用者の視点から現構想に基づく事業の評価を行う。
- 4) 構想改定に向けた課題の整理
 - ・②③の結果をもとに、構想改定に向けた課題を整理する。
- 5) 区全体のバリアフリー化の基本方針の検討
 - ・区全体をいくつかの地域に区分し、地域毎の整備の考え方や進め方、各施設のバリアフリー化の方針等について検討を行う。
- 6) 構想改定の方針・進め方の検討
 - ・④⑤をもとに、交通バリアフリー法からバリアフリー法への変更点を踏まえつつ、構想改定にあたって、対象とする施設の範囲や区民・関係事業者の参画方法等について検討を行う。
- 7) 協議会及び区民部会の運営支援（各3回開催）
 - ・全体構想を検討するための協議会及び区民部会の開催に必要な資料の作成、会議の記録を行う。
- 8) 区民等への周知
 - ・委託の進捗状況、協議会の内容及びパブリックコメントの実施（概ね1か月）等について必要に応じて区のホームページや区報等で公表するため、その編集等を行う。
- 9) 報告書のまとめ
 - ・検討の結果等を取りまとめた報告書を作成する。

【成果品】

- ・報告書及び概要版：10部（A4版）
- ・検討資料：一式
- ・電子データ：一式

④履行期限 平成28年3月25日（金）まで

⑤予定価格 ￥6,480,000 円以内（税込み）最低制限価格は設定いたしません。

(3) その他

本プロポーザルは、全体構想及び地区別構想に関わる4年間の全委託業務に関する提案書等の提出を求めて評価を行い、27年度の委託先候補者を選定するものです。なお、業務は4年間に渡る予定ですが、次年度以降の契約を約束するものではありません。

2 公募型プロポーザルの参加資格等

- (1) 北区での競争入札参加資格（以下「北区競争入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14 北総契第 360 号平成 15 年 3 月 28 日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 特別区又は東京圏※の人口 20 万人以上※の市でバリアフリー基本構想策定の受注実績があること。

※「東京圏」…東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県をいう。

※「人口 20 万人以上」…業務受託時の市の人口規模（20 万人以上）をいう。

なお、プロポーザル方式への参加者が契約締結までの間に上記（1）（2）（3）に規定する参加資格を有しなくなった場合又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

3 募集から契約交渉順位決定までのスケジュール（予定）

5 月 21 日（木）	募集の公表、説明書の交付
6 月 4 日（木）	参加表明書提出期限、説明書に対する質問受付締切
6 月 11 日（木）	質問に対する回答
6 月 26 日（金）	提案書提出期限
7 月上旬	第 2 回審査委員会（第 1 次審査実施）
7 月上旬	第 1 次審査結果通知
7 月中旬	第 3 回審査委員会（第 2 次審査実施）
7 月下旬	審査結果の通知（随意交渉順位決定）

4 提出書類の公表・配布

(1) 公表期間

平成 27 年 5 月 21 日（木）から平成 27 年 6 月 4 日（木）まで

(2) 公表方法

- ① 区の公式ホームページに掲載します。
- ② 北区役所第二庁舎 3 階入札室前掲示板に掲示します。
- ③ 北区役所第一庁舎 3 階 14 番都市計画課窓口に掲示します。

(3) 配布方法

区の公式ホームページからダウンロードしてください。

5 参加表明書等の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

(1) 提出書類及び書式

① 参加表明書（様式 1） 1 部

※「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面印鑑証明部分もコピー）を一緒に提出してください。

② 事業者概要（様式 2） 1 部

③ 会社の概要がわかるパンフレット等 1 部

(2) 問い合わせ先

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 北区まちづくり部都市計画課

担当：杉戸、金沢 電話：03-3908-9152（直通） FAX：03-3908-8336

E-mail：toshikeikaku-ka@city.kita.lg.jp

6 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

(1) 提出期限 平成 27 年 6 月 4 日午後 5 時まで

(2) 提出場所 5 の(2)の問い合わせ先と同じ

(3) 提出方法 持参のみとします

※参加表明書提出時に「東京都北区交通バリアフリー基本構想」を貸与します。
資料については、提案書提出時に返却ください。

7 説明書に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

(1) 提出期間 平成 27 年 5 月 21 日午前 9 時から 6 月 4 日午後 5 時まで

(2) 提出場所 5 の(2)の問い合わせ先と同じ

(3) 提出方法 メール（件名を【北区バリアフリー基本構想に関する質問（企業名）】としてください）

(4) 回答方法 6 月 11 日までに質問者名を伏せ、参加者へ一斉にメールで送信します。質問への回答は本説明書の追加又は訂正とみなす場合があります。

(5) 留意点 質問を受信した場合は、本区から受信確認メールを送信します。受信確認メールが届かない場合は問い合わせ願います。

8 提案書等の作成様式、記載上の留意事項及びその問い合わせ先

(1) 提出書類及び様式

別紙（参考 1）を添付の上、各 10 部、クリップ留めで提出してください。

① 企画提案書（様式 3）

② 実績調書（様式 4）

③ 見積書（様式 5）

④ 実施体制表（様式 6）

⑤ 他自治体で作成した都市計画又は交通計画に関する報告書（主たる技術担当者の業務履歴内に挙げているもの）

⑥ 平成 27 年度実施スケジュール（様式 7）

(2) 記載上の留意事項

安易に提案書の提出者が特定できるような記載はしないように注意してください。

(3) 問い合わせ先

5の(2)と同じ

9 提案書等の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 平成27年6月26日午後5時まで

(2) 提出場所 5の(2)の問い合わせ先に同じ

(3) 提出方法 持参のみとします

10 提案書の審査基準及び審査方法

(1) 審査基準：別紙1のとおり。

(2) 審査方法：プロポーザル審査委員会による二段階審査方式とします。

① 第一次審査

事業者から提出された提案書等の書類審査により、委託先候補者を上位3～5事業者程度選定します。

② 第二次審査

第一次審査で選定した事業者によるプレゼンテーションと質疑応答を行い審査します。プレゼンテーションと質疑応答の出席者は実施体制表に記載の管理技術者又は担当技術者とする。詳細は、第一次審査結果と併せて別途通知します。

11 審査結果の通知

(1) 第一次審査

第一次審査の結果は、審査を行った全ての参加事業者に、結果のみを書面により平成27年7月上旬頃に通知します。なお、第二次審査を行う事業者には二次審査の日時、場所等も併せて通知します。

(2) 第二次審査

第二次審査を行った全ての事業者に、結果のみを書面により平成27年7月下旬までに通知します。

12 委託先候補者の選定及び公表

委託先候補者は、第一次審査、第二次審査の総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定します。

本公募の応募状況、委託先候補者の名称等については、区ホームページで公表します。

1.3 その他の留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに到達しなかった場合は、提案書を提出できません。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は返却しません。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、当該プロポーザル審査以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え、再提出は認めません。
- (6) 提案書中には参加者名を記入しないでください。
- (7) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。
- (8) 参加表明書を提出した後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式 8）を平成 27 年 6 月 26 日（金）午後 5 時までに都市計画課担当まで提出してください。
- (9) 個人情報に関するものについては、別紙 2「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」によるものとします。
- (10) 本区からの事務連絡、質問に対する回答は原則、電子メールを使用します。
なお、送信する電子メールの添付ファイルは、情報セキュリティのため、暗号化ファイル【実行形式 (.exe)】で送信します。受信ができない設定となっている者は申し出てください。
- (11) 協議会の委員への報酬は発注者が支払います。

審査基準

■第一次審査

1. 事業者、担当者及び見積、実施スケジュールの評価

評価項目	様式	評価基準
業務実績	4	バリアフリー基本構想策定業務等の受託実績
見積金額	5	予定価格に対する見積価格及び内訳内容等の評価
実施体制1	6-1	社内体制（専任制、支援・協力体制）等の充実の評価
実施体制2	6-2	管理技術者の資格・業務履歴・担当業務の評価
実施体制3	6-3	主たる担当技術者の資格・業務履歴・担当業務の評価
実施体制4	6-4	補佐する担当技術者の資格・業務履歴・担当業務の評価
実施スケジュール	7	業務内容と協議会等の開催時期、周知等が適切であるか

2. 企画提案内容の評価

評価項目	様式	評価基準
現状課題等	3 課題1	バリアフリーに関する北区の現状や課題等に関する評価
基礎調査等	3 課題2	バリアフリー基本構想策定に必要な基礎調査等に関する評価
全体構想等	3 課題3	バリアフリー基本構想（全体構想）を策定するうえでの評価
重点整備地区等	3 課題4	重点整備地区を策定するうえでの評価
特定事業計画等	3 課題5	特定事業計画を策定するうえでの評価

■第二次審査

プレゼンテーション及び質疑応答の評価

評価項目	評価基準
説明	提案内容の説明が明確でわかりやすいか。
コミュニケーション能力	質問を的確に理解し、回答が明快で適切であるか。
北区に対する知識等	北区の現状及び課題を的確に認識しているか。
業務の理解度、知識等	本業務の目的及び内容を十分に理解し、委託業務に関する知識を十分に有しているか。
業務遂行能力	業務経験等が十分か。業務を任せられるか。
意欲	意欲が感じられるか。
独創性	独創性があるか。

※区内業者は加点点評価します

個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項

受注者は、委託契約、賃貸借契約、役務の提供に関する契約等個人情報その他の情報資産を取り扱うすべての契約を締結するに当たり、北区情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成16年3月25日区長決裁東京都北区訓令甲第5号）、北区情報セキュリティ管理基準（平成16年3月26日区長決裁15北区区第785号）、北区情報セキュリティ対策基準（平成16年3月26日区長決裁15北区区第814号）、この契約による業務を主管する課の情報セキュリティ実施手順及び東京都北区個人情報保護条例（平成7年9月29日東京都北区条例第30号）に基づき、以下を遵守することとする。

（秘密保持義務）

- 1 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報その他の情報資産（以下「情報資産」という。）を、第三者に漏らしてはならず、従事者への周知徹底を図らなくてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

（再委託の禁止）

- 2 受注者は、この契約による業務を、原則第三者に再委託してはならない。ただし、附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、受注者は、再受託者が当該特記事項の遵守を誓約する旨の書面並びに再受託者名、再委託内容及び事業執行場所を記載した書面を発注者に提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

（目的外使用の禁止）

- 3 受注者は、情報資産をこの契約による業務の目的以外に使用してはならない。

（外部提供の禁止）

- 4 受注者は、情報資産を第三者に提供してはならない。

（複写、複製及び持ち出しの禁止）

- 5 受注者は、情報資産を発注者の許可なく複写、複製及び持ち出しをしてはならない。

（引渡し）

- 6 発注者から受注者への情報資産の引渡しは、発注者の指定した職員が、指定した日時及び場所において行い、受注者は、情報資産の預かり証を発注者に提出しなければならない。

（保管及び管理）

- 7 受注者は、情報資産の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防止しなければならない。

（教育の実施）

- 8 受注者は、本特記事項を受注者の従事者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに教育実施の記録を発注者に提出しなければならない。

（返還）

- 9 この契約による業務を終了したとき又は発注者が情報資産の提出を請求したときは、受注者は、その保有する情報資産を直ちに返還しなければならない。

（廃棄）

- 10 前項の規定にかかわらず、発注者が必要と認めるときは、受注者は、発注者の職員の立会いの下、情報資産を廃棄しなければならない。

（立入検査及び調査）

- 11 発注者は、情報資産の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受注者に対して必要な報告を求め、この契約による業務の処理に関して指示を与えることができる。

（定期及び随時報告）

- 12 受注者は、定期的に、及び発注者が求めたときは、情報資産の取り扱いについて適正な保管及び管理を実施している旨を発注者に対し報告しなければならない。なお、当該契約が個人情報を取り扱う業務である場合は、受注者は、発注者が別に定める様式により、前記の状況を発注者に報告しなければならない。

（事故報告）

- 13 受注者は、情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が生じたときは直ちに発注者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（受注者による再委託者への指導）

- 14 第2項の定めに基づき発注者が承諾した再委託者がある場合は、受注者は再委託者に第3項から第13項までについて同様の取扱いを求め、その履行を受注者の責任により管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告することとする。

（損害賠償）

- 15 受注者が第1項から前項までの義務に違反し、又は怠ったことにより、発注者が損害を被った場合には、受注者は発注者に対しその損害を賠償しなければならない。

（責務違反に対する罰則）

- 16 受注者及び受注者の従事者（従事者であった者も含む。）が、この契約による業務に関してその責務に違反した場合は、東京都北区個人情報保護条例（平成7年9月東京都北区条例第30号）第37条、第38条、第40条及び第41条により罰則が適用される。

平成 年 月 日

東京都北区長殿

住 所
会 社 名
代 表 者



参 加 表 明 書

北区バリアフリー基本構想策定委託に係る公募型プロポーザルについて、プロポーザル実施説明書に基づき、必要書類を添えて、応募いたします。

なお、提出する全ての書類に記載した内容は、事実と相違ないこと及びプロポーザルの参加資格を有していることを誓約いたします。

記

- 1 件 名 北区バリアフリー基本構想策定委託
- 2 北区での競争入札参加資格（以下「北区競争入札参加資格」という。）

東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し（両面をコピーしたもの）を添付してください。

(担当者)
所属部署
氏 名
電 話
F A X
メールアドレス

様式1

3 北区競争入札参加資格以外の参加資格

事務局チェック欄

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 特別区又は東京圏※の人口20万人以上※の市でバリアフリー基本構想策定の受託実績があること。

※「東京圏」…東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県。

※「人口20万人以上」…業務受託時の市の人口規模（20万人以上）をいう。

4 提出書類

事務局チェック欄

番号	提出書類	部数
<input type="checkbox"/> 1	参加表明書（様式1）（本書）	1部
<input type="checkbox"/> 2	事業者概要（様式2）	1部
<input type="checkbox"/> 3	会社の概要がわかるパンフレット等	1部

（担当者）

所属部署

氏名

電話

FAX

メールアドレス

事 業 者 概 要

会 社	企 業 ・ 団 体 名	フリガナ					
	代 表 者 氏 名						
	所 在 地	〒					
	電 話 番 号						
	F A X 番 号						
	Eメールアドレス						
	設 立 年 月 日						
	資 本 金						
	技 術 者 数 等	[全職員数] 名 (内 技術系 名 事務系 名)		[都市計画・地方計画部門職員数] 名 (内 技術系 名)			
		[有資格者数] 技術士 名 一級建築士 名		土地区画整理士 名 その他() 名			
事 業 所 ・ 営 業 所	カ所 (内 東京都内 カ所)						
北区最寄 事業所・営業所の 住所・連絡先	名称： 住所： TEL：		(北区本庁舎まで 分)				
ホ ー ム ペ ー ジ							
担 当 者	氏 名						
	連絡先電話番号 E-mail						
年 度 別 実 績	部門	都市計画部門			交通計画部門		
	年度	件数	売上高合計	自治体 売上高	件数	売上高合計	自治体 売上高
	H23年度		百万	百万		百万	百万
	H24年度		百万	百万		百万	百万
	H25年度		百万	百万		百万	百万

別紙(参考1)

平成 年 月 日

東京都北区長殿

住 所
会 社 名
代 表 者

印

提案書等の提出について

北区バリアフリー基本構想策定委託プロポーザルに関する以下の書類を提出致します。

- 企画提案書
- 実績調査
- 見積書
- 実施体制表
- 他自治体で作成した都市計画又は交通計画に関する報告書（主たる技術担当者の業務履歴内に挙げているもの）
- 平成27年度実施スケジュール

北区バリアフリー基本構想策定委託に係る 公募型プロポーザル

企画提案書

下記の課題について、全体枚数はA4版換算10枚以内とし、A4もしくはA3版用紙で提案書を作成してください。

- (1) 北区のバリアフリー化の現状や課題等をお示してください。
- (2) バリアフリー基本構想策定に必要な基礎調査等をお示してください。
- (3) バリアフリー基本構想（全体構想）の策定にあたり、基本的な考え方、留意事項、工夫すべき点をお示してください。
- (4) 重点整備地区の策定にあたり、基本的な考え方、留意事項、工夫すべき点をお示してください。
- (5) 特定事業計画の策定にあたり、基本的な考え方、留意事項、工夫すべき点をお示してください。

※ 会社名がわかるような記述をしないでください。

実績調査

発注自治体	受託期間	バリアフリー基本構想策定 受託業務概要		金額(円)
		件名	内容	
	平成 年 月 ~ 平成 年 月			
	平成 年 月 ~ 平成 年 月			
	平成 年 月 ~ 平成 年 月			
	平成 年 月 ~ 平成 年 月			

※千葉県、埼玉県及び神奈川県における人口20万人以上の自治体又は、都内区市町村でのバリアフリー基本構想策定業務の委託実績について、直近のものから順に最高8件(本紙2枚)まで記入してください。内容には業務の概要のほか、住民参加を行った場合は当該業務における住民参加の方法等の概要を記入してください。

平成 年 月 日

見 積 書

東京都北区長殿

住所

会社名

代表者

印

次の業務に対し、別紙のとおり御見積り申し上げます。

件名：北区バリアフリー基本構想策定委託

件 名 北区バリアフリー基本構想策定委託

見 積 金 額 ￥ _____ (消費税を含む)

(内訳は別紙を御参照下さい)

金額総括表

¥ _____ (消費税を含む)

名称	仕様	単位	数量	金額 (円)	摘要
合 計					

内 訳 書

¥ _____ (消費税を含む)

費 目	単 位	数 量	金 額 (円)	摘 要
I 直接人件費				
II 直接経費				
III 諸 経 費				
IV 技術経費				
小 計				
消 費 税				
合 計				

直 接 人 件 費 内 訳

作 業 内 容	単 価	技術長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	金 額 (円)
		円	円	円	円	円	円	
合 計		人工	人工	人工	人工	人工	人工	

直 接 経 費 内 訳

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額(円)	摘 要
合 計						

※提案内容を反映させた作業項目毎に分けて人件費等を積算してください。27年度及び参考までに別紙（参考2）を参考とし、28年度～30年度の3か年の見積りを提出してください。
 ※項目はできるだけ細分化して標記するようにしてください。

業務内容（平成 28 年度～平成 30 年度）

1. 平成 28 年度：地域別構想の作成（2 地域）

1-1 作業内容

- ①対象地域の現況の把握
- ②重点整備地区の区域の設定の検討
- ③生活関連施設及び生活関連経路の現況調査
- ④区民参加によるまち歩き点検の実施支援
- ⑤バリアフリー化の課題の整理
- ⑥特定事業等の検討
- ⑦重点整備地区の基本構想の作成
- ⑧協議会及び区民部会の運営支援（各 3 回開催）
- ⑨関係事業者との協議・調整の支援
- ⑩報告書のまとめ

1-2 成果品（予定）

- ・基本構想本編 : 100部（A4版）
- ・基本構想概要版 : 1,000部（A3二つ折り）
- ・電子データ : 一式

2. 平成 29 年度：地域別構想の作成（2 地域）、特定事業計画の作成（2 地域）

2-1 作業内容

2-1-1 地域別構想の作成（2 地域）

※前年度と同じ

2-1-2 特定事業計画の作成（2 地域）

- ①特定事業計画の作成
- ②関係事業者との協議・調整の支援
- ③報告書のまとめ

2-1-3 協議会及び区民部会の運営支援（各 3 回開催）

- ・地域別構想、特定事業計画を検討するための協議会及び区民部会の開催に必要な資料の作成、会議の記録を行う。

2-2 成果品（予定）

- ・基本構想本編 : 100部（A4版）
- ・基本構想概要版 : 1,000部（A3二つ折り）
- ・特定事業計画 : 100部（A4版）
- ・検討資料 : 一式
- ・電子データ : 一式

3. 平成30年度：特定事業計画の作成（2地域）、進行管理体制の検討

3-1 作業内容

3-1-1 特定事業計画の作成（2地域）

※前年度と同じ

3-1-2 特定事業計画の進行管理体制の検討

- ①特定事業計画の進行管理体制の検討
- ②関係事業者との協議・調整の支援
- ③報告書のまとめ

3-1-3 協議会及び区民部会の運営支援（各3回開催）

3-2 成果品（予定）

- ・特定事業計画 : 100部（A4版）
- ・検討資料 : 一式
- ・電子データ : 一式

実施体制表-1

＜担当技術者の動員計画＞

作業項目毎の実施体制を記入してください。

本業務に専任できる担当者の人数、役割等を記載してください。

--

＜繁忙時、緊急時の支援体制＞

担当者の繁忙時におけるバックアップ体制について、社内外に関わらず、具体的に記入してください。

＜技術協力等の予定＞

本業務に必要な専門的知識、経験等に関する確保（担保）について、貴社の取り組み方針を記入してください。

外部により専門的な知識や経験を有するもの等の技術協力を得る場合は、その内容について具体的に記入してください。

＜区との連絡体制＞

区から連絡する場合の緊急時を含めた連絡体制について記入してください。

実施体制表-2

管理技術者の業務履歴

※ 管理技術者とは全体を統括し、企画・調整・照査等を行う技術者をいいます。

氏 名 等				
氏 名				
年 齢				
所属・役職名				
所有技術者資格				
資格の種類				
部 門 等				
取得年月日				
担当する業務 (予定を含む)				
履 歴 等				
最近5年間の 主な経歴	年 度	業 務 名	担当・役割	発 注 者
その他の経歴 研究・論文等				
現在の担当業務 (H27年4月現在 (予定を含む))	履行期間	業 務 名	担当・役割	発 注 者

※ 資格を確認できる資格証等の写しを添付してください

※ 必要に応じ、様式をコピーして記入してください

実施体制表-3

主たる担当技術者の業務履歴

※主たる担当技術者とは管理技術者の下で本業務を担当し、全体を統括し、中心となって企画・進行・資料作成・連絡調整等を行う技術者をいいます。

氏名等				
氏名		年齢		
所属する勤務地(住所)				
所属・役職名				
所有技術者資格				
資格の種類				
部門等				
取得年月日				
担当する業務 (予定を含む)				
履歴等				
最近5年間の 主な経歴	年度	業務名	担当・役割	発注者
その他の経歴 研究・論文等				
現在の担当業務 (H27年4月現在 (予定を含む))	履行期間	業務名	担当・役割	発注者

※ 資格を確認できる資格証等の写しを添付してください

※ 必要に応じ、様式をコピーして記入してください

実施体制表-4

補佐する担当技術者の業務履歴

※主たる担当技術者を補佐し、資料作成・連絡調整等を行う技術者をいいます。

氏 名 等				
氏 名		年 齢		
所属する勤務地(住所)				
所 属 ・ 役 職 名				
所有技術者資格				
資 格 の 種 類				
部 門 等				
取 得 年 月 日				
担当する業務 (予定を含む)				
履 歴 等				
最近5年間の 主な経歴	年 度	業 務 名	担当・役割	発 注 者
その他の経歴 研究・論文等				
現在の担当業務 (H27年4月現在 (予定を含む))	履行期間	業 務 名	担当・役割	発 注 者

※ 資格を確認できる資格証等の写しを添付してください

※ 必要に応じ、様式をコピーして記入してください

平成27年度 実施スケジュール

内容	平成27年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

※ 記入方法は自由です。（文字・記号等用いて、流れがわかりやすいように明記してください。）

平成 年 月 日

プロポーザル参加辞退届

東京都北区長殿

住 所
会 社 名
代 表 者

印

北区バリアフリー基本構想策定委託に係る公募型プロポーザルについて、書類を添付し平成27年 月 日に応募いたしましたが、参加を辞退いたします。

1 辞退理由

2 連絡先

担当者氏名	
電話番号（直通）	
FAX番号	
Eメールアドレス	

様式9

27 北ま都第 号
平成 27 年 月 日

株式会社

様

東京都北区まちづくり部長

(公印省略)

二次審査のご案内

北区バリアフリー基本構想策定委託審査委員会において応募書類を審査した結果、一次審査に合格したことをお知らせします。

つきましては、下記の日程にて二次審査を実施いたしますので、ご出席願います。

記

二次審査実施日：平成 年 月 日 ()

時 分までに北区役所 3 階都市計画課カウンターにお越し下さい

注意事項：①審査は、申込時に提出して頂いた提案書のみでプレゼンテーションしていただきます。

②提出書類以外の資料用いることはできません。

③PC 等の機材持ち込み・使用は禁止いたします。

④取り組み体制表に記載された、主たる担当技術者の方に必ずご出席いただき、プレゼンテーションを行っていただきます。

⑤管理技術者、補佐する担当技術者の方もご出席していただけますが、会場の都合により人数を制限させて頂く場合もございます。

<問い合わせ先>

北区まちづくり部都市計画課

杉戸、金沢 電話 03-3908-9152

27 北ま都第 号
平成 27 年 月 日

株式会社
様

東京都北区まちづくり部長

(公印省略)

審査結果通知書

北区バリアフリー基本構想策定委託審査委員会において応募書類を審査した結果、残念ながら選外となりました。

このたびはプロポーザルにご参加頂き、ありがとうございました。

<問い合わせ先>

北区まちづくり部都市計画課

杉戸、金沢 電話 03-3908-9152